

工場の新設・増設助成の比較表

中小企業者を対象とした各助成の比較

制度名	地域	業種と規模	助成対象	助成額と交付時期	備考
扶桑町企業立地促進制度	産業流通ゾーン 工業地域内	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業のうち技術先端型業種と指定集積業種に該当する業種 ・新設：投下固定資産総額が1億円以上 ・増設：投下固定資産総額が5千万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ① 土地・家屋の固定資産税と都市計画税 ② 償却資産の固定資産税 (①の助成が条件) ③ 町内在住の雇用者 (①の助成が条件) 	<p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新設の場合は100%を3年間交付 増設の場合は100%～50%を3年間交付 ② ①を最初に交付する年度に100%交付 ③ 助成金を最初に交付する年度に1人15万円上限300万円を交付 <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 操業開始日以後の課税初年度の翌年度から交付 ② ①に同じ ③ 操業開始日から2年後の翌年度に交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から施行 ・実績なし ・町単独事業
扶桑町内企業再投資促進補助制度	扶桑町全域	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業とソフトウェア業のうち次世代成長分野等に該当する業種 ・新設・増設する固定資産取得費用の合計が1億円以上 ・10年以上町内に立地していること ・25人以上の常用雇用者を有すること ・上記補助金の併用はできない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 家屋の取得費用 ② 償却資産の取得費用 	<p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① と②の合計額の10%助成で上限2億円交付 <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 操業を開始してから1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から施行 ・実績1件 ・県補助事業のため愛知県の認可も必要
扶桑町中小企業振興費補助制度	扶桑町全域	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業全て ・上記2助成制度と併用はできない ・立地年数は10年以下でも対象 ・常用雇用者が25人以下でも対象 	<ul style="list-style-type: none"> ① 家屋の固定資産税相当額 ② 家屋と同時期に取得した償却資産の固定資産税相当額 	<p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① と②の1/2を交付 <p>交付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税初年度に交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から施行 ・町単独事業

※全て建築基準法に適合したものを対象としています。

※扶桑町企業立地促進条例と扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱は大企業も対象としていますが、ここでは中小企業者用に省略して記載をしています。

※扶桑町中小企業振興費補助金交付要綱は、中小企業者のみ対象。